

○横瀬町妊婦健康診査実施要綱

平成22年9月1日

告示第52号

改正 平成23年3月31日告示第23号

平成24年5月10日告示第34号

平成28年5月26日告示第44号

(目的)

第1条 この告示は、母子保健法(昭和40年法律第141号)第13条の規定に基づき、妊婦一般健康診査(以下「健康診査」という。)の一層の徹底を図り、もって妊婦の健康管理の向上を図ることを目的とする。

(対象者)

第2条 健康診査の対象者は、健康診査受診日において住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づき町の住民基本台帳に記載されている者であって、母子健康手帳の交付を受けている妊婦(以下「対象妊婦」という。)とする。

(実施機関)

第3条 健康診査は、町長が埼玉県知事に健康診査の実施に係る委託契約事務を委任し、埼玉県と委託契約を結んだ医療機関及び助産所(以下「委託医療機関」という。)において実施するものとする。ただし、特別な理由により、この契約を締結していない医療機関(以下「委託外医療機関」という。)において健康診査を実施した場合は、第4条に規定する委託内容と同等である場合に限り、委託医療機関と同様に扱うものとする。

(実施内容)

第4条 健康診査の委託内容は、埼玉縣市町村妊婦健康診査標準実施要領(平成21年4月1日施行。以下「県標準実施要領」という。)に基づく妊婦健康診査業務委託契約書で別に定める。

(実施回数及び費用)

第5条 健康診査の実施回数は、対象妊婦1人につき14回を上限とし、健康診査の費用については、公費負担するものとする。

(受診票及び助成券の交付)

第6条 町長は、対象妊婦に対し、県標準実施要領に基づく受診票及び助成券(以下「受診票等」という。)を交付し、定期的な健康診査の受診を勧奨する。

2 町長は、転入者が対象妊婦の場合又は交付した受診票等を紛失した場合で、適当と認めるときは、必要な受診票等を交付するものとする。

(健康診査費用の請求及び支払い等)

第7条 健康診査を実施した委託医療機関は、県標準実施要領に基づく妊婦健康診査業務委託請求書に前条に規定する受診票等の写しを添付し、健康診査を実施した翌月の10日までに町長に請求するものとする。

2 町長は、前項の規定による請求があった場合は、内容を審査し、相当と認めるときは、妊婦健康診査業務委託料を当該委託医療機関に支払うものとする。

3 妊婦健康診査業務委託料は、県標準実施要領に基づく妊婦健康診査業務委託契約書の定める基準(以下「基準額」という。)によるものとする。

(補助金の交付申請)

第8条 対象妊婦がやむを得ない理由により受診票等を利用せず委託医療機関において健康診査を受診したとき、又は委託外医療機関において健康診査を受診したときは、横瀬町妊婦健康診査補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げるものを添付し、健康診査にかかる費用を町長に申請することができる。

(1) 健康診査受診結果等必要事項が記載された母子健康手帳の写し

(2) 受診した医療機関が発行した領収書の写し

(3) 申請する健康診査に該当する受診票等

2 前項の規定による申請は、受診日から起算して6月以内に行わなければならない。

3 補助金の額は、前条第3項の基準額と同様とする。

(補助金の交付決定等)

第9条 町長は、前条第1項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、補助金を交付すべきと認めるときは、横瀬町妊婦健康診査補助金交付決定通知書(様式第2号)、補助金を交付することが不適当と認めるときは、横瀬町妊婦健康診査補助金不交付決定通知書(様式第3号)を当該対象妊婦に対し通知するものとする。

2 町長は、補助金の交付の可否を決定する場合において必要があると認めるときは、対象妊婦に対し、当該可否の決定に関し必要となる事項について報告を求めることができる。

(補助金の支払方法)

第10条 前条第1項の規定により、補助金の交付決定を受けた対象妊婦が補助金の支払いを受けようとするときは、横瀬町妊婦健康診査補助金交付請求書(様式第4号。以下「交付請求書」という。)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による交付請求書の提出を受けたときは、速やかに当該対

象妊婦の指定する金融機関の口座に振り込むものとする。

(補助金の返還)

第11条 町長は、虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付を受けた者に対し、その全部又は一部を返還させることができる。

(事後指導)

第12条 町長は、健康診査の結果により必要に応じて適切な保健指導を行う。

(その他)

第13条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則(平成23年告示第23号)

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成24年告示第34号)

この告示は、平成24年7月9日から施行する。

附 則(平成28年告示第44号)

この要綱は、公布の日から施行し、平成27年4月1日から適用する。